

令和3年1月20日  
令和2年度第3回都市計画審議会  
追加資料2

(案)

# 日進市緑の基本計画

【概要版】



令和 年 月

日 進 市

# 緑の基本計画の概要

## 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。

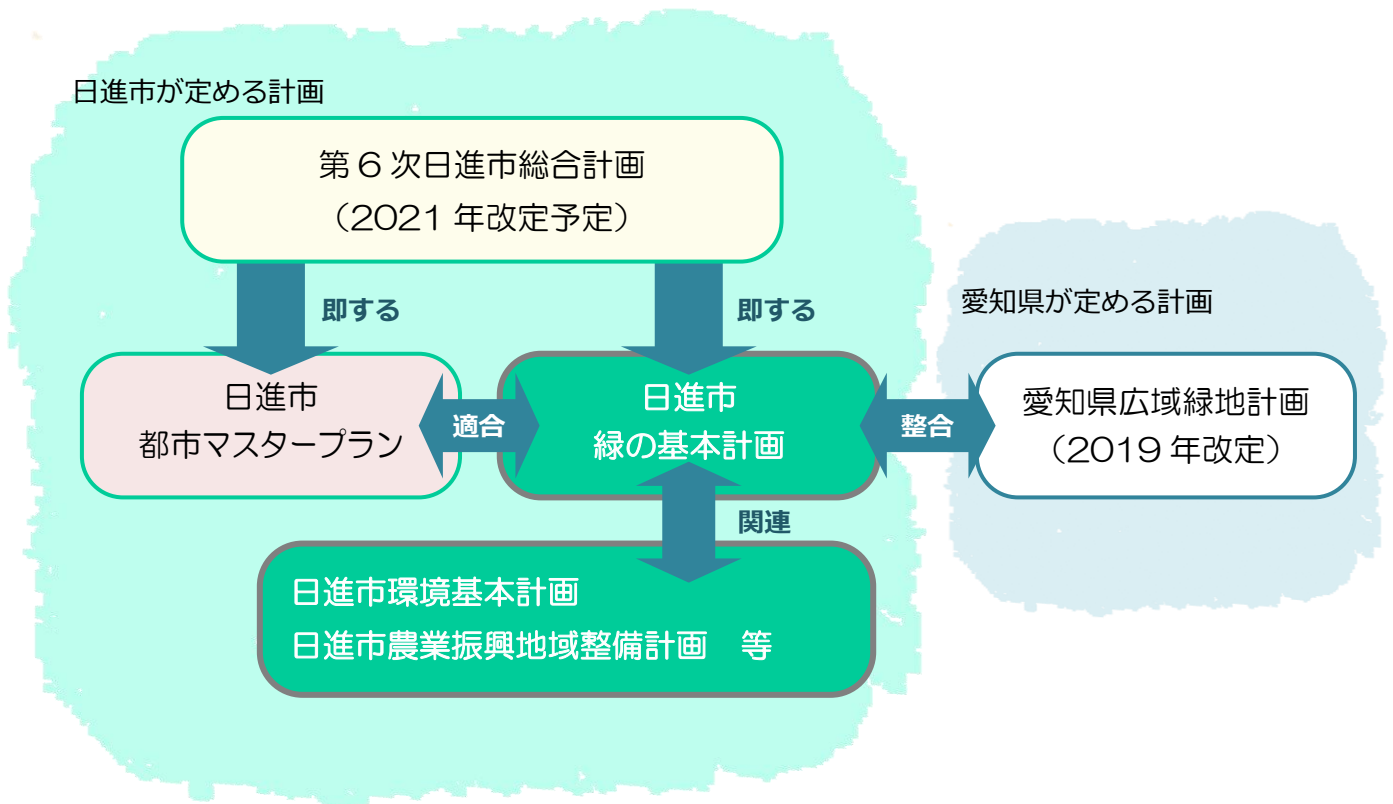
本計画は、本市のまちづくりの特性である土地区画整理事業を中心とした宅地等の開発と、緑の保全の調和が図られた緑豊かなまちづくりを市民と協働して進めていくために、必要な緑に関する指針となる計画です。

## 計画の目的

本計画は、旧計画の内容の検証や、市民アンケート、市民ワークショップによる市民ニーズを反映させ、本市の緑のまちづくりを推進していくための指針となることを目的としています。

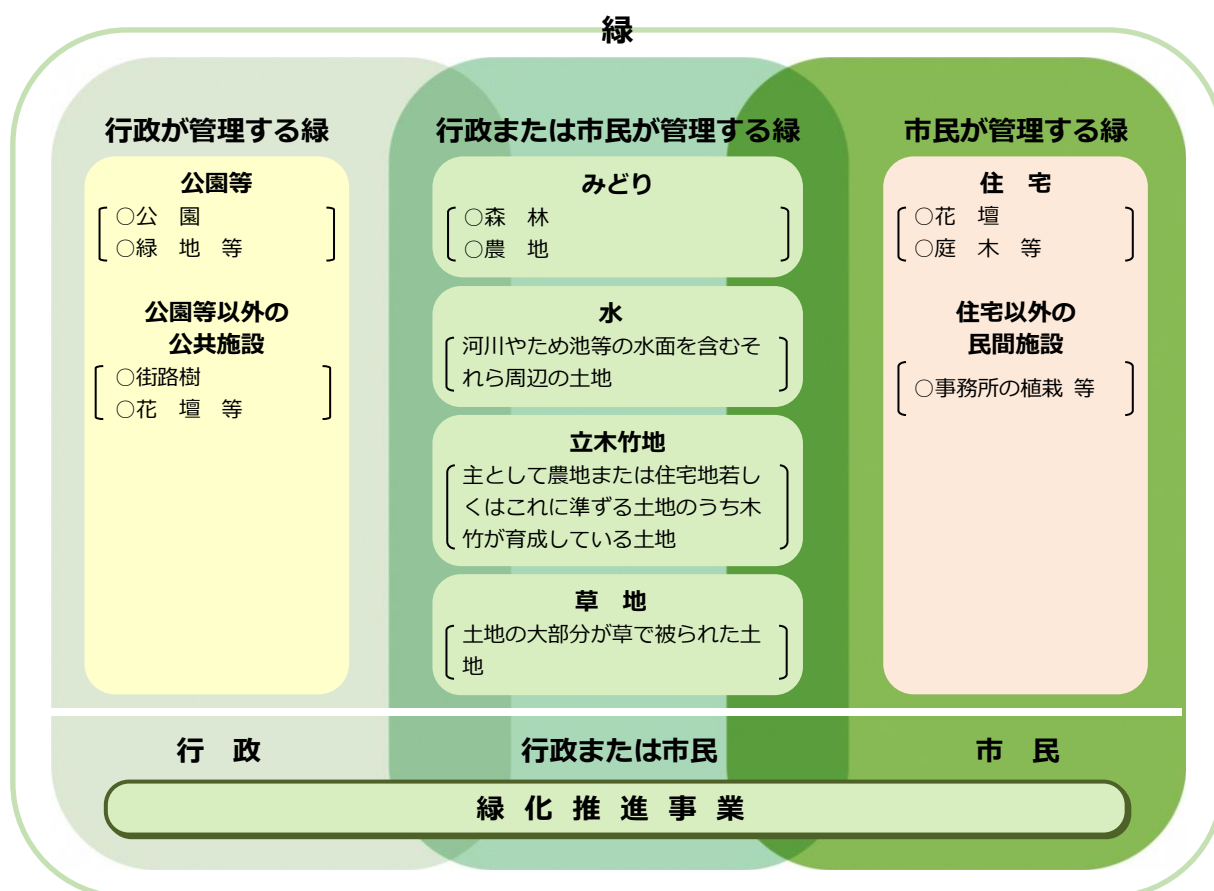
## 計画の位置づけ

本計画は、日進市総合計画に即し、日進市都市マスタープランと適合させ、愛知県広域緑地計画とともに、関連する各分野の計画との連携や整合を図ります。



## 計画で対象とする緑

本計画で対象とする緑は、草花や樹木といった植物とそれらが生育する土地の空間、水辺地及び緑の保全や啓発等につながる事業（以下「緑化推進事業」という。）を指し、主に次のように分類分けします。



【注意】 行政が管理する緑には、管理の一部を市民に協力しているものも含まれます。

## 計画期間

本計画は、日進市都市マスタープランと整合が取れた内容にする必要があるため、日進市都市マスタープランの計画目標年次である2030年度（令和12年度）までを目標年次とします。

なお、計画期間内であっても、日進市都市マスタープランの改定等、本計画の見直しが必要になった場合には、見直しを行っていきます。

# 緑の将来像と基本方針

## 計画の基本理念

市民生活に豊かさをもたらすためには、「緑の質」を高め、緑の持つ多面的機能を最大限に発揮できるようにすることが重要です。それには、緑があることで恩恵を受けることができるよう、市民と行政が一体となって緑と関わっていく必要があります。

そこで、本計画では「緑の質」の向上と「緑との関わり方」を深めていくことで、住みやすく魅力的なまちづくりを進め、市民生活の満足度を高める緑の豊かさを次世代へとつなげていくという思いをこめ、次の基本理念を設定します。

(基本理念)

**みんなでつくろう 後世まで良質な緑で豊かさを感じられるまち 日進**

## 緑のゾーニング

### ■自然景勝ゾーン

本市の代表的な自然環境である東部丘陵地や御嶽山等、主に市北東部に形成された森林で、自然生態を保全し、後世に残していくゾーン。

### ■農の憩いゾーン

天白川、岩崎川沿いに広がる一段の農地で、農作物の栽培、生息する生物の生育等により四季を感じ、農のある景観が市民に憩いを与えるゾーン。

### ■森林の憩いゾーン

三本木地区や本市南部に広がる森林で、木々が織りなす変化や生息する生物の生育等により四季を感じ、森林のある景観が市民に憩いを与えるゾーン。

### ■緑化推進ゾーン

緑による豊かさを感じられるゾーン。

### ■住宅緑化モデルゾーン

土地区画整理事業が進められている日進駅西地区で、民有地に緑を創出させ、市民により緑あふれるまちづくりを進めていくゾーン。

## 緑の軸

### ■水とみどりの軸

人や多くの動植物が共生し、本市の自然環境の骨格を形成する空間であり、安全安心に散策する中で自然に触れ合える環境軸。

## 緑の拠点

### ●レクリエーション拠点

愛知県口論義運動公園、日進市総合運動公園、上納池スポーツ公園及び日進市スポーツセンターについては現在の機能維持及び利用増進を図り、東部丘陵地西部地区については、公園等の整備を検討することで、レクリエーションニーズに応えることができる拠点。

### ●自然環境拠点

現在の自然環境を保全しながら、市民と自然が共存する空間を創出し、自然環境の恩恵を享受することができる拠点。

### ●にぎわい・ふれあい拠点

「道の駅」の開駅を契機とし、市内全域の遊休農地の解消につながる優良農地の保全と農作物の地産地消の実現、さらなる市民間の交流や機能連携を図ることにより地域振興を促進し、持続的に市民が集い、交流できる場の形成を目指すことで、にぎわい・ふれあいをもたらす拠点。

### ●市街地緑化重点拠点

市内の歩道植栽帯の中で重点的に四季折々の草花を楽しみながら歩けることができる拠点。

### ●水環境の拠点

岩藤新池を活用し、豊かで潤いのある快適な生活環境を享受することができる拠点。

### ●水の拠点

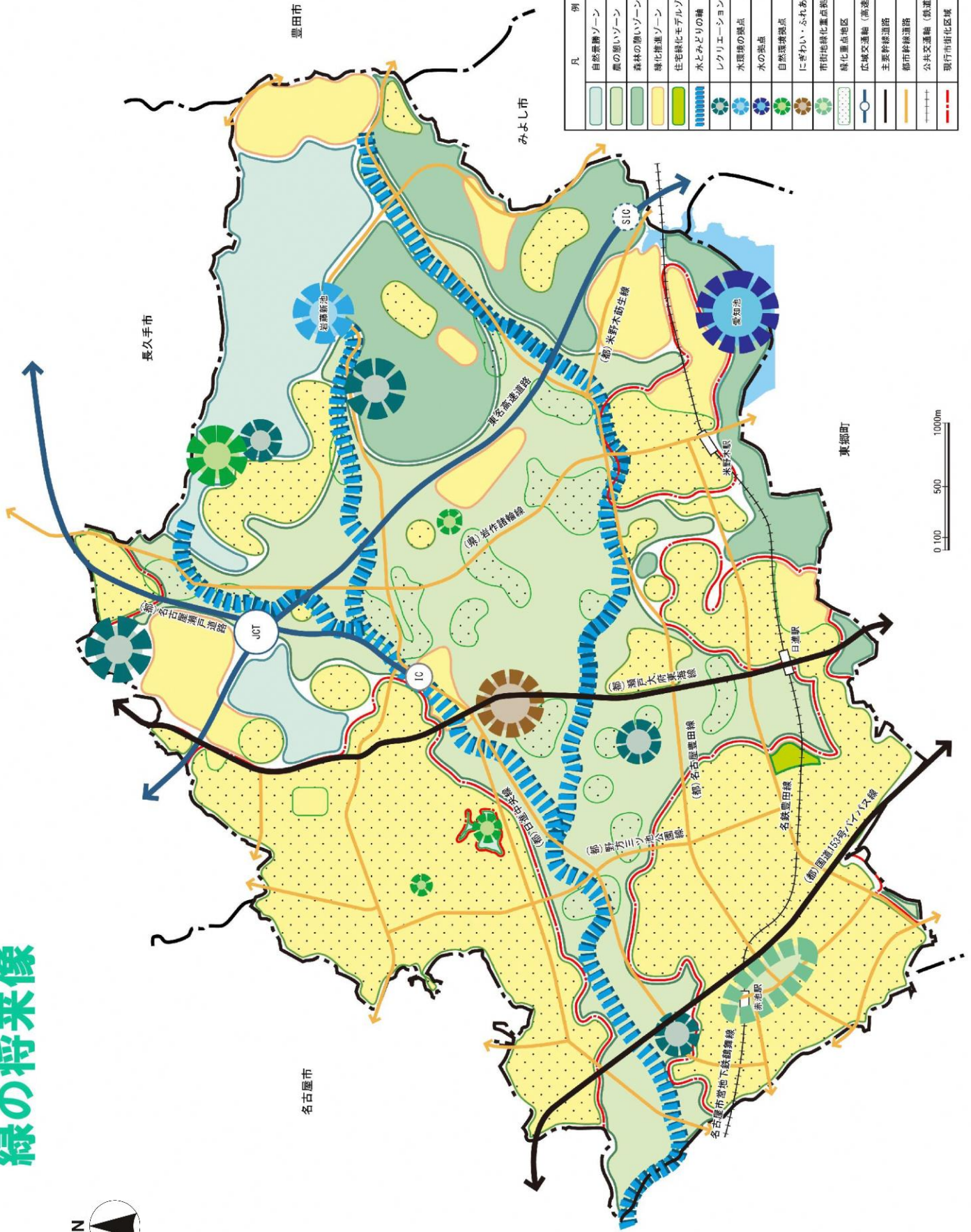
水を活用した地域産業支援等の地域振興を図ることで、市民生活に豊かさをもたらす拠点。

## 緑化重点地区

民間主体の質の高い緑のオープンスペースの促進を視野に入れ、市街化区域及び既存住宅地は全域を緑化重点地区に指定します。



# 緑の将来像



凡	例
	自然緑帯ゾーン
	農の憩いゾーン
	森林の憩いゾーン
	緑化推進ゾーン
	住宅緑化モデルゾーン
	水とみどりの帯
	水環境の拠点
	レクリエーション拠点
	水の拠点
	自然環境拠点
	にぎわい・ふれあい拠点
	市街地緑化重点高拠点
	緑化重点地区
	広域交通軸 (高速道路等)
	主要幹線道路
	都市幹線道路
	公共交通軸 (鉄道)
	現行市街化区域

## 緑の基本方針

### 基本方針1 “緑の保全”の方針

受け継がれる緑を後世に残すため**“緑の保全”**をしていきます

本市は、今日まで開発と保全の調和を図りながらまちづくりを進め、その結果、自然豊かで都市機能が充実したまちとして発展してきました。

こうしたまちづくりは、本市の歴史の歩みの中にあり、市民の豊かな生活を継続していくためには、今後においてもその歩みを進めていく必要があります。

しかし、“みどり”や“水”といった自然は、先人から受け継がれてきた本市の財産であり、今後のまちづくりを進めていくためにも重要な役割を果たすものであることから、後世にも引き継いでいく必要があります。

### 基本方針2 “緑の活用”の方針

豊かな生活環境を高めるため**“緑の活用”**をしていきます

本市には多くの緑があり、緑が持つ様々な機能の恩恵を受けることで、生活環境が向上しています。

しかし、多くの緑があっても管理不全の状態が続くと、樹木の越境や雑草の繁茂等、日常生活を阻害する要因となるほか、生態系が変化する可能性もあります。

また、生態系が変化すれば、その修復には、長い時間や多くの費用が掛かる可能性があります。

そのため緑を管理することは重要であり、その実践が植生や地域特性等に合わせ、緑の活用をしていくことです。そして、その緑の活用こそが緑の質を上げていくことであり、緑の保全につながってきます。

### 基本方針3 “緑の創出”の方針

誰もが身近に感じられる質の高い**“緑の創出”**をしていきます

本市は、今後においても開発と保全の調和を図りながらまちづくりを進めていきます。その結果として、緑を減少させることもあることから、新たな緑を創出していくことも必要です。

緑の創出は、新たな公園や緑地といった公共施設の整備だけでなく、オープンスペースの活用や宅地の花壇やハンギングバスケットの設置、荒廃している立木竹地や草地を適切に管理等、様々な手法があります。特に緑化推進ゾーンや住宅緑化モデルゾーンに位置づけた地域は、他のゾーニングされた地域に比べ緑の量が少ないため、緑を創出していくことが必要です。

地域ニーズや地域バランスに応じた質の高い緑を創出していくことは、誰もが緑を身近に感じるようになる重要な取組です。そのため、土地等の所有者に緑の創出をしてもらうよう協力を仰ぎます。

### 基本方針4 “緑の支援”の方針

みんなで**“緑の支援”**をしていきます

市民、行政等の協働による“緑の支援”を行うためには、緑の恩恵を受けている者（市民、行政等）全てが、“緑の保全”、“緑の活用”、“緑の創出”に参加する意識を持ち、行動していくことが必要です。後世まで良質な緑を残していくためには、森林、農地はその所有者、公園は行政で対応するということは、財政的にも難しい状況があります。

したがって、緑の恩恵を受けている者（市民、行政等）全てが緑の担い手であるという意識を持ち、自分ができることは何かあるかを考え、行動に移していくことが必要であり、その行動こそが、“緑の活用”、“緑の創出”となり、“緑の保全”につながってきます。



## 計画の目標

計画の達成状況を示す目標（活動指標）

### ■ 市民の協力により創出する緑化面積

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業を活用し、市民の協力によりオープンスペース等に緑を創出する1年当たりの面積を現況値の1.05倍にあたる433.5㎡/年を目指します。

(412.9㎡/年⇒433.5㎡/年)

### ■ 市民参加による緑づくり事業の参加人数

あいち森と緑づくり都市緑化推進事業（県民参加緑づくり事業）を活用し、市が主催する里山実践講座等の緑づくり事業に市民が参加する累計人数500人を目指します。

(50人⇒500人)

### ■ 緑化の推進に関する満足度

緑には、生物多様性の保全、レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出等、多様な機能があり、日々の生活に豊かさをもたらす大変重要なものです。そこで、緑化の推進に関する満足度が増加することは、緑豊かなまちづくりが進められていると考えられることから、現況値の増加を目指します。

(42.2%⇒48.1%)

### ■ 1人あたりの都市公園面積

都市公園法施行令第1条の2において、住民1人あたりの都市公園の敷地面積の標準は10㎡/人とされているため、将来的にはこの数値を目指すものです。しかし、改定前の計画の目標値である1人あたり7㎡/人が未達成であるため、引き続きこの数値を目標値とします。

なお、今後の都市公園の整備については、ワークショップの開催により市民と協働で計画づくりを進めていくよう努めます。

(5.3㎡/人⇒7.0㎡/人)

### ■ 自宅周辺の公園が利用しやすいと感じる市民の割合

市民の憩いの場となる自宅周辺の公園が利用しやすいと感じる市民が増加することは、適切な管理等により公園の質を高めていることが進んでいると考えられることから、自宅周辺の公園が利用しやすいと感じる市民の割合を現況値の7.9%増加を目指します。(43.5%⇒51.4%)

### ■ 自分が守りたい森林を保全していくために、必要な手入れ作業（下草刈り、間伐、清掃等）に参加したいと思う市民の割合

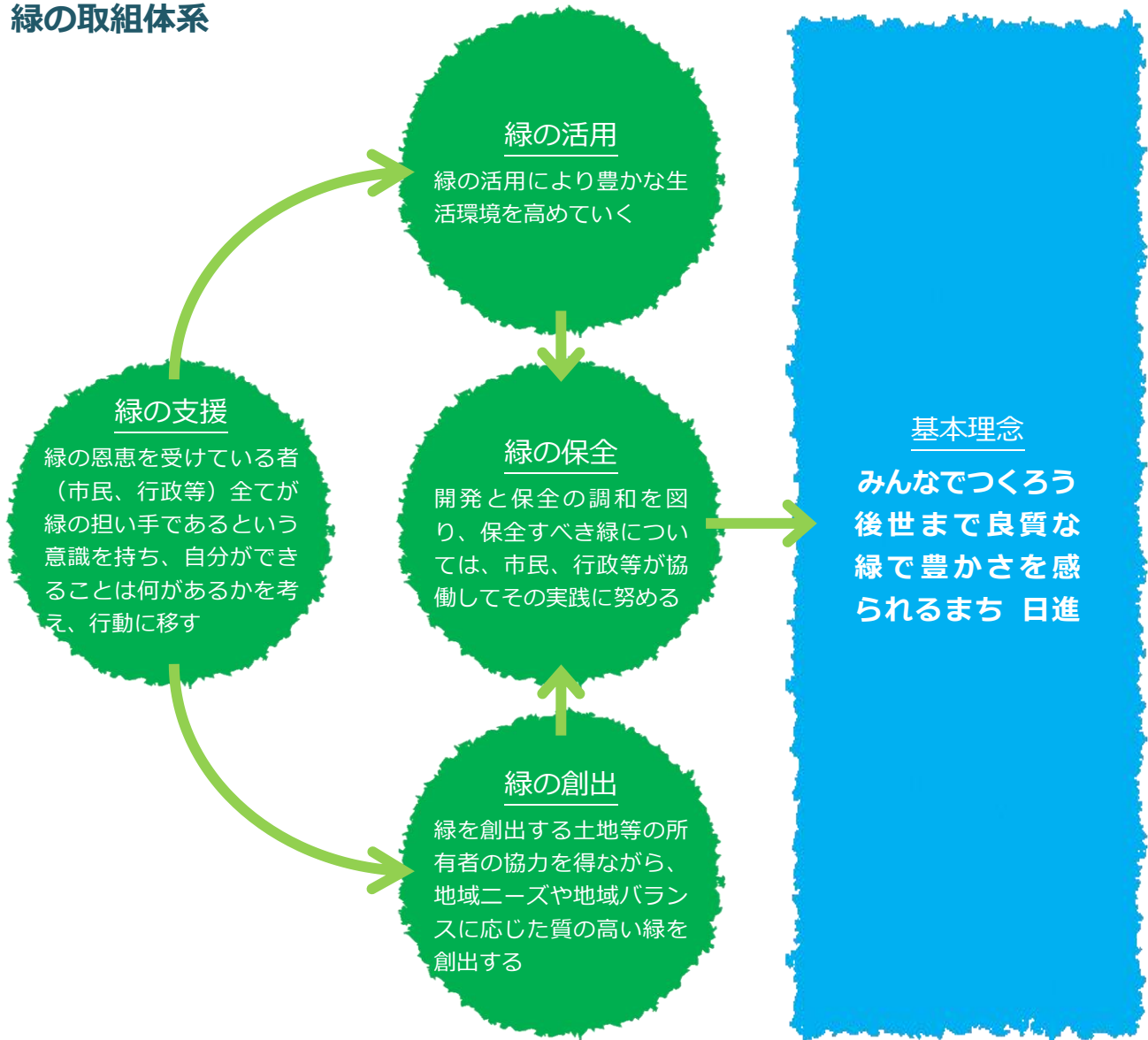
みんなで緑を守っていくためには、質の高い緑となるための手入れ作業に市民が参加することが必要であると考えられます。その活動に参加する市民の割合は、2012年度（平成24年度）の調査と2018年度（平成30年度）の調査を比べると4.4%減少しています。

そこで、2012年度（平成24年度）実績まで戻すことを目標とし、現況値の4.4%増加を目指します。(54.9%⇒59.3%)



# 計画を推進するための取組

## 緑の取組体系



## 主な緑の取組

### 基本事項（全てのゾーンに共通する基本事項です）

- 緑の所有者が、緑の持つ環境面、防災面等の機能を理解し、緑の活用に対して協力をする。
- 緑の所有者が、市民や行政からの支援を受けながら、緑の保全を図る。
- 市民、行政等の協働による図書館屋上緑化等、公共施設における緑の創出を推進する。
- 緑が持つ多様な機能に関する情報提供を行い、緑の活用や創出を図る。
- 大学、小中学校、NPO、企業等との連携を検討し、緑の活用や創出、支援を図る。
- 緑に関する表彰制度による緑化活動の担い手の支援を図る。
- 適切な管理を行いながら、折戸川及び三本木川におけるホタルの保全や、大清水湿地に自生するハルリンドウの保全等、生物多様性に配慮した緑の活用を検討する。
- 市民、行政等が“緑の保全”、“緑の活用”、“緑の創出”に参加する意識を持ち、行動していく。
- 緑が持つ機能を最大限発揮できるようにするため、木材の利用促進等、森林環境譲与税を活用した整備及びその促進を図る。

## 行政または市民が管理する緑

### 自然景勝ゾーンの森林

- まとまった緑の保全を図るために所有者の同意を得た上で、特別緑地保全地区の指定等を検討する他、緑の活用や創出を促進する。
- 市民、緑の所有者、管理者、行政等が協働して、植生や地域特性等にあわせた適切な緑の活用を行う。
- 緑の多様な機能が発揮されるよう、緑の活用を図る。
- 後世まで良質な緑を残していくために、市民、行政等が担い手であるという意識を持ち、行動する。

### 自然景勝ゾーン以外の森林

- 市民、行政等が協働して、植生や地域特性等にあわせた適切な緑の活用を行う。
- 景観に配慮した緑づくりを進める。
- 土地利用転換があった場合は、できるだけ緑を残し、また、新たな緑を創出するようにする。
- 健全で良質な緑となるよう、里山整備や保全活動等の緑の活用や創出を進める。
- 市民緑地の設置を検討する。

### 農地

- 生産緑地を原則維持することで、身近な緑として保全を図る。
- 広がりのある農地の維持を促進することで、農地のある景観の維持を図る。
- 農業体験等、休耕田を活用する。

### 水（河川及びため池等の水面を含むそれら周辺の用地）

- イベント開催等、河川やため池を活用した水空間の創出を図る。
- ピオトープやたまり空間等、水とみどりのネットワークの創出を図り、生物多様性に配慮する。

### 立木竹地・草地

- 身近に良質な緑を感じられるようにするために、土地等の所有者の協力を得ながら、荒廃している立木竹地を適切に管理する。

## 行政が管理する緑

### 公園等

- 安全性を優先に考えた公園の維持管理を継続する。
- 土地区画整理事業等による公園の整備を図る。
- 整備状況を踏まえ、身近に利用できる公園の確保を図る。
- 公園整備における基本計画は、市民との協働により策定する。
- 公園等愛護会等による公園の活用を促進する。
- 市民による緑地の創出を支援する。
- 里山保全活動等による緑地の活用を促進する。

### 公園等以外の公共施設

- 緑のカーテン等、緑化を積極的に推進し、公共施設の緑の創出を図る。
- アダプトプログラム制度等による緑の活用を進める。
- 適切な管理を行い、緑化意識の啓発を図る。

## 市民が管理する緑

### 住宅

- 住宅地での緑化を支援し、身近な緑の創出を図る。
- 緑に係わる活動（市民講座、花いっぱい運動、オープンガーデン等）を支援し、これらの活動を継続させることで緑の創出を図る。

### 住宅以外の民間施設

- 社寺林の活用を促進することで、身近な緑の保全を図る。

# 緑に関する地域別目標及び緑の取組

## 地域の緑のまちづくりの目標

### 竹の山小学校区

土地区画整理事業により整備が進み、人口も急激に増加した地域であるため、「自分事」という意識を持ち、開発と緑のバランスに配慮した安全で緑の質の高いまちを目指します。

### 北小学校区

豊かな水と緑を活かした、にぎわい、ふれあいのある緑のまちを目指します。

### 相野山小学校区

本市の新たな玄関口にふさわしい新しい魅力づくりを進めるとともに、古くからある集落地等の地域コミュニティを維持・形成することにより、新しさとなつかしさの両方を感じることでできる緑のまちを目指します。

### 香久山小学校区

充実した身近な公園や緑を快適に利用できるように、子どもから高齢者までが緑を通じた交流ができるまちを目指します。

### 西小学校区

地域の良好な自然環境等を活かした魅力を創出するとともに、充実した都市基盤を活かしながら、緑豊かなまちを目指します。

### 赤池小学校区

既存の公園・緑地等を活用し、多くの人が集まる魅力ある場を創出することにより、にぎわいが感じられる緑のまちを目指します。

### 南小学校区

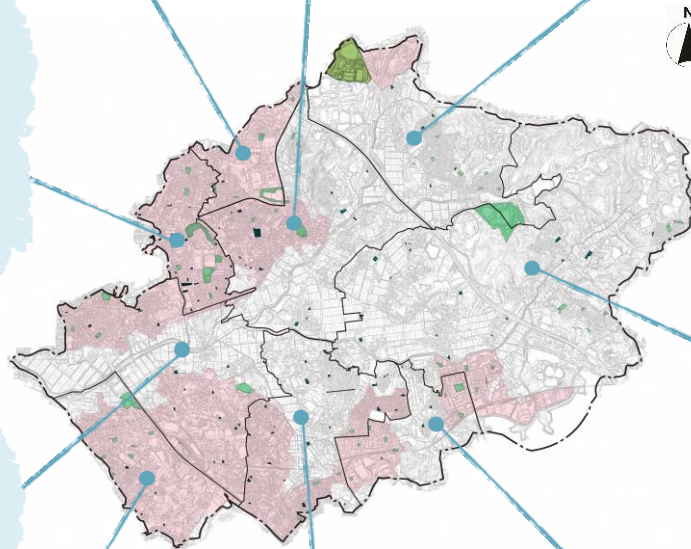
多くの公共施設を利用する市民や来訪者の交流を促進するとともに、歩きながら地域内に点在する資源や自然環境に気軽にふれあえる水と緑のネットワークを創出する等により、様々な交流が生まれる緑のまちを目指します。

### 梨の木小学校区

交通利便性を活かし、広域からの来訪者と緑を通じた交流を促進するとともに、歩きながら地域内に点在する緑の資源や自然環境に気軽にふれあえる環境をそなえた、魅力ある緑のまちを目指します。

### 東小学校区

周辺の緑豊かな自然環境を守りながら、若者と高齢者をはじめ、多様な住民が協働で快適な緑の空間を創出し、緑を通じたコミュニケーションを図ることができる緑のまちを目指します。



# 計画の推進について

## 推進体制

### 協働による緑のまちづくりの推進

本計画では、「市民・緑の所有者や管理者・行政等の協働」を基本方針の1つ（「緑の支援」）に位置づけており、緑の恩恵を受けている者（市民、行政等）全てが“緑の保全”、“緑の活用”、“緑の創出”に参加する意識を持ち、行動していくことが必要であると考えています。

協働による取組が円滑に推進されるように、市は、本計画に位置付けた施策や具体的な取組の周知・浸透を図ります。また、市民・企業の自主的な活動の立ち上げや充実に対する支援を行うものとします。

### 庁内会議における進捗管理

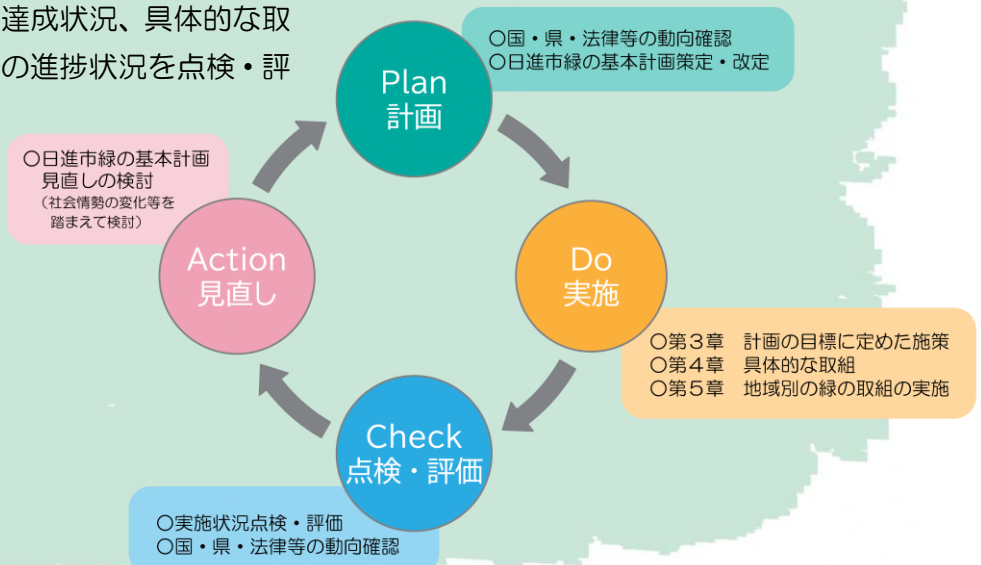
施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の関係部課において進捗状況の点検を行うとともに、関係部課が進捗状況について情報共有し、連携することにより、施策の進捗を図ることを目的として庁内会議を開催します。

なお、緑に関わる施策に対して当事者意識を持ち、緑の担当課だけでなく、関連部課においても施策を積極的に推進していくため、具体的な緑の取組を毎年チェックシートへ記載し、集計を行い、適宜見直し等を行っていくこととします。

## 推進管理

本計画は、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）といったPDCAサイクルの流れに基づき、計画の進行管理を進めます。

計画期間の中間年次である2025年（令和7年）頃を目途として、計画の目標の達成状況、具体的な取組の進捗状況等をもって、計画の進捗状況を点検・評価して公表します。



●お問合せ先 日進市 都市整備部 都市計画課

Tel : 0561-73-3297 (直通) Fax : 0561-73-1821 E-Mail : toshikeikaku@city.nisshin.lg.jp